

◇ 第112号 ◇

令和4年3月25日発行

令和4年度 事業計画・予算決まる

令和4年2月21日(月)開催の第183回理事会、3月3日(木)第156回評議員会において承認された令和4年度事業計画・予算のあらまはは次のとおりです。

1 基本方針

- ① 本県の教職員の総合的な福祉団体として、会員の福利厚生の上と本県教育文化の振興、及びその目的達成に必要な事業の適正な運営に努めます。
- ② 一般財団法人移行に伴って整備された、機関設計、定款、内部規程等を遵守し、財団の適切な運営に努めます。
- ③ 互助団体を取り巻く厳しい経済・社会情勢を的確に把握し組織・財政及び事業に関わる諸課題の克服に努めます。

2 事業計画

- ① 事業検討委員会に、答申に基づく事業の検証や中長期の展望に立った答申を求め、変化に対応できる体制確立を目指します。
- ② 財政状況を勘案するなか、会員の福利厚生事業の充実を図るように務めます。
- ③ 各地区の事業を支援すると共に、地区と連携し会員の拡大(新採用者の全員加入、退職者への退互部加入)に努めます。
- ④ 県教委より受託した健康管理推進事業、元気回復事業は、会員の希望を踏まえ効果的な事業展開に努めます。
- ⑤ 公認会計士、顧問税理士に指導、助言を求めながら、安定的、継続的財政基盤の確立を目指します。

3 事業の一覧

- ① 教育文化事業
教育文化事業を実施すると共に、各地区にも事業助成金を支出します。
- ② 会員医療見舞金(会員に対する医療給付)
会員が医療機関で受診したとき法定医療費から公立学校共済組合負担額を控除した額から2,000円と100円未満の端数を控除した額を上限6,000円の範囲内で給付します。
- ③ 療養見舞金
会員が引き続き30日以上傷病のため休職発令を受け療養している場合
無給休職で傷病手当金・同付加金給付終了後→50,000円
有給休職及び傷病手当金・同付加金給付期間→10,000円
- ④ 会員入院療養見舞金
会員が5日以上入院したとき、1日につき700円を給

付します。

- ⑤ 災害見舞金(災害をうけたとき)
会員が風水害、火災等で、住居家屋が被災したとき
全壊又は全焼した場合→200,000円以内
半壊又は半焼した場合→100,000円以内
1/3の場合 → 50,000円以内
1/3~1/5の場合 → 30,000円以内
一般見舞金 → 10,000円以内
- ⑥ 死亡弔慰金
本人→200,000円 配偶者→50,000円 扶養家族→10,000円
- ⑦ 出産見舞金
会員及び会員の配偶者が出産したとき 10,000円
- ⑧ 入学祝金
会員の子供が小学校に入学したとき 5,000円
- ⑨ 卒業祝金
会員の子供が中学校を卒業したとき 5,000円
- ⑩ 結婚祝金 会員が結婚したとき 30,000円
- ⑪ 介護手当金
会員が介護休暇を取得したとき、3ヵ月を限度として日額8,000円を給付します。(公立共済給付後)
- ⑫ 退職生業資金
会員が退職した時、規程に基づき給付します。
- ⑬ 永年加入者無給付者給付金
互助組合加入20年以上、年齢45歳以上で会員医療見舞金、入院療養見舞金以外の給付を受けていない会員に15,000円給付(自動給付・会員期間1回)
- ⑭ 会員のための福利厚生事業
放送大学履修補助、健康相談事業、法律相談事業、地区厚生事業助成特約店割引等

各種給付の時効は3年です。
会員医療見舞金は、県費負担の会員は自動給付です。また平成26年4月1日より「会員入院療養見舞金」は請求給付となりました。
よろしくお願ひします。



おもな記事

令和4年度事業計画	1	陳情署名について	3
令和4年度予算の概要	2	互助団体生命より	3
振込手数料について	3	アフラック広告	4

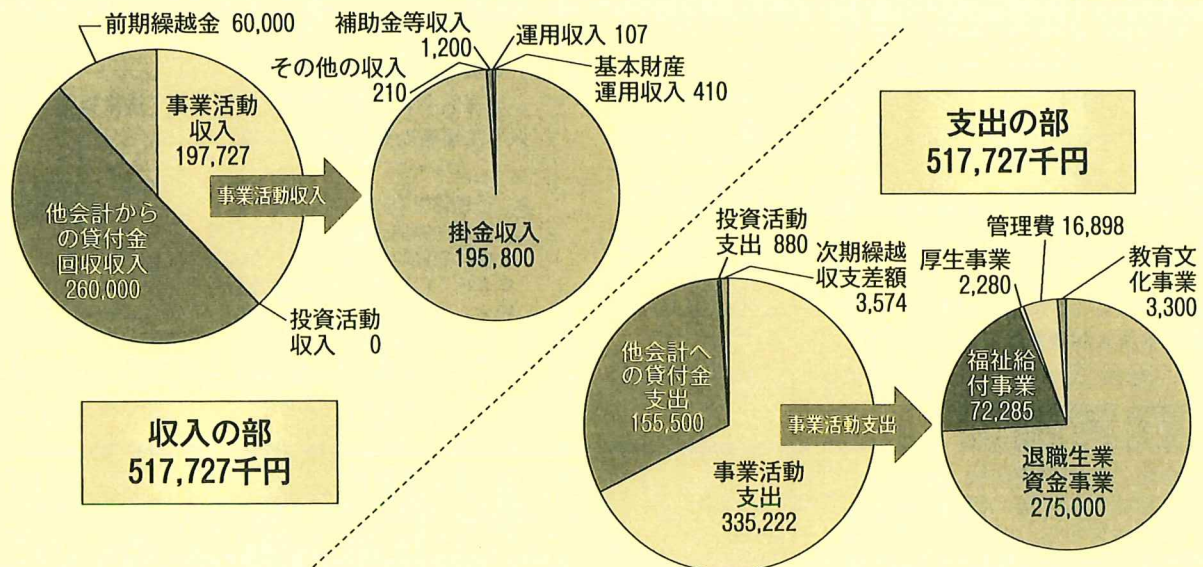
令和4年度 互助組合収支総括表

(単位：千円)

科 目	一般会計	収益会計	退互部会計	資産運用会計	受託事業会計 (元気回復)	受託事業会計 (健康管理)	会計間取引 の調整	合 計
I 事業活動収支の部								
1. 事業活動収入								
基本財産運用収入	410							410
掛 金 収 入	195,800		142,520					338,320
運 用 収 入	107	101	1	44,114				44,323
補 助 金 等 収 入	1,200							1,200
貸 付 金 収 入				64,550				64,550
受 取 利 息				3,640				3,640
保 険 手 数 料 収 入		24,700						24,700
受 取 手 数 料 収 入		22,290						22,290
受 託 事 業 収 入					13,903	18,448		32,351
そ の 他 の 収 入	210	9,600						9,810
他 会 計 よ り の 収 入	0		39,000				△ 39,000	0
事業活動収入計	197,727	56,691	181,521	112,304	13,903	18,448	△ 39,000	541,593
2. 事業活動支出								
事 業 費	336,810		94,833		12,165	17,493		461,301
管 理 費	18,963	56,515	771	6,840	1,738	955		85,782
貸 付 金 支 出				148,000				148,000
他 会 計 へ の 支 出		0		39,000			△ 39,000	0
事業活動支出計	355,773	56,515	95,604	193,840	13,903	18,448	△ 39,000	695,083
事業活動収支差額(A)	△ 158,047	176	85,917	△ 81,536	0	0	0	△ 153,490
II 投資活動収支の部								
1. 投資活動収入								
投資活動収入計	0	0	0	330,000	0	0	0	230,000
2. 投資活動支出								
投資活動支出計	880	2,100	0	300,000	0	0	0	202,750
投資活動収支差額(B)	△ 880	△ 2,100	0	30,000	0	0	0	27,250
III 財務活動収支の部								
1. 財務活動収入								
財務活動収入計	260,000	0	50,000	298,020	0	0	△ 608,020	0
2. 財務活動支出								
財務活動支出計	155,500	0	142,520	310,000	0	0	△ 608,020	0
財務活動収支差額(C)	104,500	0	△ 92,520	△ 11,980	0	0	0	0
IV 予備費支出(D)	2,000	2,000	100					4,100
当期収支差額(A)+(B)+(C)-(D)	△ 56,427	△ 3,924	△ 6,703	△ 63,516	0	0		△ 130,570
前期繰越収支差額	60,000	12,000	17,000	900,000	0	0		989,000
次期繰越収支差額	3,574	8,076	10,297	836,484	0	0		858,431

令和4年度 一般会計予算の概要

(単位：千円)

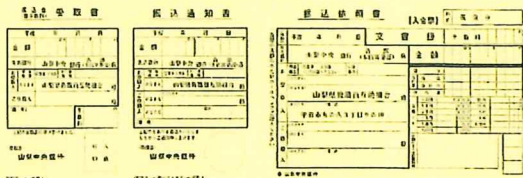


令和4年4月から振込手数料がかかります

山梨中央銀行との契約において令和4年4月1日より、現行利用している振込依頼書（通称三連式）は、廃止され、且つ振込時に振込金額に応じた振込手数料がかかることになりました。

たとえば、貸付の一括償還、無給者の互助団体生命、団体扱い保険料を納入する時などです。

★納入通知書や請求書に同封していた「振込通知書」は無くなります。



★振込手数料がかかります。（参考）山梨中央銀行振込手数料

	窓口			ATM（現金）		
	当行・同一店舗内	当行・本支店宛	他行宛	当行・同一店舗内	当行・本支店宛	他行宛
3万円未満	220	330	660	110	220	550
3万円以上	440	550	880	330	440	770
	ATM（カード扱い）			EBサービス (インターネットバンキング含む)		
	当行・同一店舗内	当行・本支店宛	他行宛	当行・同一店舗内	当行・本支店宛	他行宛
3万円未満	無料	110	440	無料	110	385
3万円以上	無料	330	660	無料	330	550

振込手数料の金額を少しでも軽減するために

★必ずしも山梨中央銀行の店舗にある「振込依頼書」（二枚複写）を利用して窓口で振り込む必要はありません。

★互助組合からの請求金額をATMを利用して直接口座へ振り込みをすると手数料が軽減されます。（山梨中央銀行本店のATMなら110円安いです）

★山梨中央銀行のEBサービス（インターネットバンキング）契約がある場合は、それを利用しての振込が可能です。先生方にはご負担をおかけすることになってしまいますが、ご理解のほどよろしくお願いたします。

全国教職員互助団体協議会陳情署名 ご協力ありがとうございました

令和3年度全教互教職員互助団体協議会の「全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立等を求める陳情」の署名運動に対してのご協力に厚く感謝申し上げます。

昨年7月から8月末日までの署名活動により、現職会員分1,706枚、17,289筆と退職互助会員383枚、3,948筆が集約されました。

ご協力いただいた署名を携え、今年度は、令和3年12月3日に全国互助団体協議会として各都道府県関係議員への陳情行動を行いました。

これらの陳情署名活動が将来にわたって安定的な社会保障制度の維持・発展につながることを信じて、多くの皆様方のご理解ご協力に心より御礼申し上げます。ありがとうございました。

速報

一般財団法人 山梨県教職員互助組合

「互助団体生命共済制度」の配当金が還付されました!! (保険期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日)

みんなのMYポータルから配当金額を確認することができます!

互助団体生命共済
「年金型」配当率
約 **58.9%**

互助団体生命共済
「一時金型」配当率
約 **37.6%**

医療保障保険
配当率
約 **37.9%**



配当金については、令和4年2月28日(月)に(教)口座へ送金しています。確認してみてください!

<保険金・給付金支払状況> (保険期間：令和3年1月1日～令和3年12月31日)

互助団体生命共済「年金型」
2件 - 1,700万円

互助団体生命共済「一時金型」
3件 - 2,000万円

医療保障保険
27件 - 120万円

●この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返りする仕組みになっています。なお、配当率はお支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。ただし、ベース医療、傷害プラン、医療プラン<基本型>、医療プラン<オプション部分>、重病克服支援制度、長期療養プラン、退職後継続制度については配当金はありません。
●各制度内容の詳細につきましてはパンフレットをご一読ください。

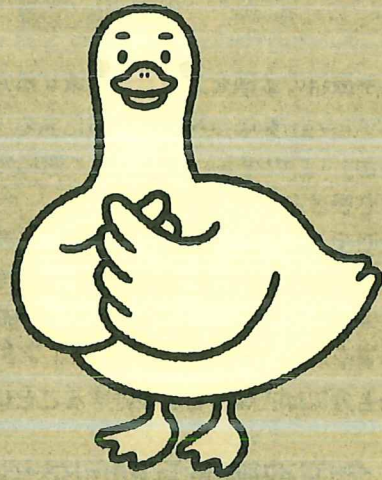
NEW!
介護状態に合わせて保障する

**アフラックの
しっかり頼れる
介護保険**

今からはじめましょう。
アフラックから、
しっかり頼れる介護保険、誕生。

人生100年時代、備えておきたい介護へのリスク
公的介護保険制度に連動したシンプルでわかりやすい保障

- 特長1** 要介護1以上に認定された場合に一時金をお支払いします
- 特長2** 要介護3以上に認定されている場合に介護年金をお支払いします
- 特長3** 要介護1以上に認定された場合、以後の保険料のお払込みは不要です



アフラックのしっかり頼れる介護保険 保障内容

	給付金名	支払限度	被保険者の状態	Aプラン	Bプラン
				重度の介護を必要とする状態に備える	介護年金
軽度の介護を必要とする状態に備える	要介護2一時金	1回限り	要介護2 または 当社所定の 要介護状態	10万円	10万円
	要介護1一時金	1回限り	要介護1 または 当社所定の 要介護状態	10万円	10万円

免除事由に該当したとき 以後の保険料のお払込みは不要です 保障は継続します

契約年齢: 満18歳~満79歳まで

保険料例(団体取扱・月払)

男性		
契約時の 満年齢	Aプラン	Bプラン
20歳	1,070円	950円
30歳	1,330円	1,180円
40歳	1,740円	1,530円
50歳	2,440円	2,110円
60歳	3,900円	3,300円

女性		
契約時の 満年齢	Aプラン	Bプラン
20歳	1,400円	1,220円
30歳	1,790円	1,580円
40歳	2,400円	2,070円
50歳	3,490円	2,950円
60歳	5,660円	4,760円

保険期間: 終身
保険料払込期間: 終身
基準介護年金額30万円
要介護2一時金10万円
要介護1一時金10万円

●健康状態によっては、適用される保険料率が異なる場合があります。お申込みの際にご確認いただいた保険料と異なる保険料でお引受けすることがあります。【特別保険料率に関する特則】が付加された時は保険料が割増しとなります。お申込み後にアフラックから送付する書面をご確認ください。

◎商品の詳細は「パンフレット」【契約概要】などをご確認ください。

2021年9月21日現在

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

株式会社山交 保険部

〒400-0031 甲府市丸の内2-14-13 タイタビル2F
電話:0120-190-805 FAX:055-237-0989

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。



アフラック 山梨支社

〒400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビルディング2F
Tel:055-223-5592